

## CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 バングラデシュ銀行 FEID 通達 01 号の概要
- 3 2026 年 3 月～4 月に発出された主な法令情報（3 月 10 日～4 月 2 日）
- 4 編集後記

## Introduction

4 月 3 日、日本とバングラデシュは、ハズラット・シャージャラール国際空港の第三ターミナルの運営及び維持管理について二国間会談を行いました。同ターミナルの整備・運用は日本が支援をしていますが、その運営に関して最終合意に至っておらず、未だ運用開始時期は未定となっています。長年にわたり未稼働状態が続く同ターミナルの契約解決は、国家的優先課題となっています。

また、バングラデシュ中央銀行 FEID は非上場会社の株式譲渡および売却代金の海外送金に関する実務を大きく変える通達第 01 号を発出しました。本稿では、日本企業の撤退や再編時にも極めて重要となる、この新ルールの変更点について解説します。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、[info@tnygroup.biz](mailto:info@tnygroup.biz) までご連絡頂けますと幸いです。

## バングラデシュ銀行 FEID 通達第 01 号の概要

バングラデシュ中央銀行外国為替投資部門（FEID）は、2026 年 3 月 8 日付で、非上場会社の株式譲渡および売却代金の海外送金に関する通達（[FEID Circular No. 01: Master circular on transfer of shares and repatriation of sale proceeds of shares in favor of non-resident in private/public limited companies not listed with stock exchanges.](#)、以下「本通達」という）を発出しました。これは非上場会社（公開・非公開会社）の株式譲渡およびその売却代金の国外送金手続きを簡素化・合理化することを内容としています。本通達の施行により、これまでの関連規定（GFET 2018 等）は置き換えられ、今後は本通達が優先されます。

### 1. 株式譲渡及び送金手続きの自由化・簡素化

本通達により、一定の条件を満たす場合には、株式譲渡及びその売却代金を国外送金する際のバングラデシュ中央銀行の事前承認（Prior Approval）が不要となり、裁量権が AD 銀行に移りました。

#### (1) 非居住者から居住者へ譲渡及び送金する場合

認可取扱銀行（Authorized Dealer (AD) banks,以下「AD 銀行」という）は、以下のいずれかに該当する場合においてバングラデシュ銀行の事前承認なく株式の譲渡・売却に係る代金を送金することができます（本通達 1.1 条）。

- i 取引金額にかかわらず、株式の取引価値が、文書確認コード (DVC) 付きの最新監査済み財務諸表に基づく純資産価値 (NAV) を超えない場合。ただし、第 5.1 条に定める指示を遵守することを条件とする。NAV の計算書には対象会社の権限ある担当者が署名し、担当監査人が副署する。
- ii. 株式の取引価値が 1,000 万バングラデシュタカ (BDT) または同等の外国通貨を超えない場合、独立した評価報告書は不要となる。ただし、取引価値を正当化する買主・売主が連名で署名した確約書の提出が必要となる。
- iii. 株式の取引価値が 10 億 BDT または同等の外国通貨を超えない場合。ただし、本通達に定める評価方法を使用した独立した評価者による公正価値を条件とする。

## (2) 居住者から非居住者への譲渡および非居住者間で譲渡する場合

AD 銀行は、以下の条件を満たす場合、居住者および非居住者の株主が、バングラデシュ銀行の事前の承認を得ることなく株式を譲渡できるよう便宜を図るものとされています (本通達 1.2 条)。

- a) 譲渡は対象会社株式の公正価値に基づくものであること。
- b) 株式の取引価値が 1,000 万 BDT または同等の外国通貨を超えない (同額を含む) こと。このとき、評価報告書は不要であるが、取引価値を正当化する買主・売主が連名で署名した確約書の提出が必要となる。1,000 万 BDT を超える場合には評価報告書の提出が必要となる。
- c) 株式売却代金を受領する居住者株主は、株式売買に関する覚書 (MoU) および外国からの送金換金のための  
フォーム C とともに、評価報告書 (提出が必要な場合) を AD 銀行に提出しなければならない。

## 2. 株式譲渡手続きに関する一般的な規則

株式譲渡手続きに関する一般的な規則を設けています。以下では主なものを紹介します。

- ・株式の譲渡については日付入りの覚書 (MoU) の締結が必要であること (本通達 2.a 条)
- ・覚書締結の際に参照する対象会社の財務諸表は、原則として締結日から 6 か月以内のものであること (本通達 2.b 条)
- ・譲渡手続きは、覚書締結日またはバングラデシュ銀行の承認が必要な場合はその承認日のいずれか遅い方から 45 日以内に完了させること (本通達 2.c 条)
- ・AD 銀行は、本通達 1.1 条(a)(ii)および第 1.2 条(b)に基づく案件の可否を判断するために CFO (最高財務責任者) を委員長とする委員会を、本通達 1.1 条(a)(iii)に基づく案件の可否を判断するために CEO (最高経営責任者) を委員長とする委員会をそれぞれ設置し、当該委員会は CFA 等の資格・研修・知識および専門性を有する職員で構成されるものとする (本通達 2.i 条)。

## 3. 事後報告義務

AD 銀行は、非居住者から居住者への譲渡、居住者から非居住者への譲渡および非居住者間での譲渡において、譲渡後 14 日以内に以下の書類及び取引内容を記載した事後報告書を FEID・バングラデシュ銀行へ提出しなければなりません (本通達 3 条)。あくまでも当該報告義務は AD 銀行に課されるものであり、取引当事者は必要書類の提出を通じてこれに協力する必要があります。

- ・ 合同株式会社・商号登記官 (RJSC) の承認印のある株式譲渡証書 (Form 117) の認証謄本
- ・ 最新のスケジュール X の認証謄本
- ・ 外国為替取引 ID が記載された換金証明書・TM フォーム
- ・ 評価報告書 (該当する場合)
- ・ 株式売買に関する覚書
- ・ 売却代金の送金に関し本通達 2 条(i)に基づき設置された委員会の報告書・議事録の認証謄本
- ・ 必要に応じた追加書類

#### 4. 評価方法

本通達は株式の評価方法について 3 つの方法を採用しており、3 つの評価アプローチすべての加重平均計算、または当該会社の性質に応じて正当な根拠を有するいずれかの適切な評価方法により決定されるものとしています（本通達 5 条）。

(1) 資産ベース・アプローチ (NAV) (本通達 5.1 条)

会社の個々の資産の公正市場価格を算定し、そこから未払い負債を控除することにより算定する方法。

(2) 市場アプローチ (本通達 5.2 条)

類似上場企業の株価収益率 (P/E)、株価純資産倍率 (P/B)、株価売上高倍率 (P/S) などの株式ベース倍率を参照して算定する方法。

(3) ディスカウント・キャッシュ・フロー (DCF) /収益アプローチ (本通達 5.3 条)

事業または資産の価値を、将来キャッシュフローの予測値を適切な割引率を用いて現在価値に換算することにより算定する方法

具体的な評価方法については、本通達の附属書 A 「非上場会社の株式の公正価値決定に関するガイドライン (Annexure-A Indicative guidelines on determination of fair value of shares of unlisted companies)」が定めています。

#### 5. 評価者および評価報告書に関する規則

本通達は株式の評価者及び評価報告書に関して主に以下のように定めています（本通達 6 条）。

(1) 評価者の適格者要件

(i) バングラデシュ証券取引委員会 (BSEC) の有効なライセンスを保有する投資銀行家。または

(ii) 銀行・金融機関・上場会社の監査についてバングラデシュ銀行・BSEC に登録された公認会計士であること（本通達 6.a 条）

・評価者は対象会社、その取締役、監査人およびその他の利害関係者から独立していること（本通達 6.e 条）

(2) 評価報告書

・公正価値が正当であることを説明すること（本通達 6.b 条）

・評価が国際的なベストプラクティスに従って実施されたこと、および誠実性・客観性・能力・守秘義務・専門的行動という倫理的行動の基本原則を遵守したことを確認する報告書およびフェアネス・オピニオンを添付すること（本通達 6.c 条）

なお、提出が必要な具体的な書類については、本通達の附属書 B 「バングラデシュ銀行への申請書に添付すべき対象会社の必要書類 (Annexure-B Required documents of the target company to be submitted with application)」が定めています。

## 2026 年 3 月 4 月に発出された主な法令情報(3 月 10 日~4 月 2 日)

### Official Extraordinary Gazette Notification and other Circulars

Issue Date	Title	Issuing Ministry
10-Mar	No. 40.04.0000.002.36.001.20.42.--“Petrol Pump” Industry Draft Recommendation-2026.	Ministry of Labour and Employment
12-Mar	No. 40.00.00000.000.015.22.0003.25-58.--Regarding the formation of a committee comprising government-employer-worker representatives to bring	Ministry of Labour and Employment

	necessary amendments to the 'Bangladesh Labor Rules, 2015 (Amended 2022)'. Number: 04.00.0000.000.421.56.0011.26.103.--Regarding the distribution/redistribution of responsibilities of Ministers/Ministers of State.	
12-Mar		Cabinet Division
12-Mar	No.-11.00.0000.000.803.31.0001.26-132.--Honorable Member of Parliament Barrister Kaiser Kamal has been elected as the Deputy Speaker of the National Parliament of Bangladesh and has assumed the responsibility of the post of Deputy Speaker of the National Parliament.	National Parliament of Bangladesh
12-Mar	No. 11.00.0000.000.803.31.0001.26-131.--Honorable Member of Parliament Mr. Hafiz Uddin Ahmed Bir Bikram has been elected as the Speaker of the National Parliament of Bangladesh and has assumed the responsibility of the post of Speaker of the National Parliament.	National Parliament of Bangladesh
15-Mar	S.R.O. No.-69-Act/2026.--Amendment of Bangladesh News Agency Employees Service Rules, 1995.	Ministry of Information
17-Mar	Number: 04.00.0000.000.421.09.0015.26.108.--The parliamentary affairs of the ministries/divisions in the Thirteenth National Parliament will be carried out as described.	Cabinet Division
17-Mar	No. 03.45.2690.070.06.007.2026-36.--Regarding the formation of a committee to formulate the architecture design, technical framework and implementation roadmap of the National E-Health Card System.	Prime Minister's Office
17-Mar	No. 03.45.2690.070.06.010.2026-35.--Regarding the formation of a committee to formulate a roadmap for the expansion of urban primary healthcare, coordination with the national health system and ensuring optimal use of the built infrastructure.	Prime Minister's Office
17-Mar	No. 03.00.0000.000.078.06.0005.26-06.--Regarding the formation of a committee at the central level to determine and implement playgrounds in urban and rural areas across the country.	Prime Minister's Office
25-Mar	No. 04.00.0000.000.611.06.0001.26.62.--The Minister has included the Ministry of Foreign Affairs as a member in the 'Cabinet Committee for Formulating a Crisis Management Plan to Maintain Economic Stability in a Global War Situation'.	Cabinet Division
25-Mar	No. 04.00.0000.000.611.06.0001.26.60.--Regarding the formation of the Food Planning and Management Committee (FPMC).	Cabinet Division
29-Mar	No.- 04.00.0000.000.611.06.0002.26.64.--Regarding the formation of the 'National Committee on Hajj Management'.	Cabinet Division
29-Mar	No. 03.00.0000.073.06.001.26-20.--Regarding the reorganization of the committee for increasing foreign employment and expatriate welfare.	Prime Minister's Office
02-Apr	No.: 04.00.0000.000.421.57.0012.26.121.--The Hon'ble Prime Minister has appointed and entrusted the duties of the person mentioned as Special Assistant to the Prime Minister in accordance with Rule 3B(ii) of the Rules of Business, 1996.	Cabinet Division
02-Apr	No.: 04.00.0000.000.421.57.0012.26.120.--The Hon'ble Prime Minister has appointed and entrusted the duties of the person mentioned as Special Assistant to the Prime Minister in accordance with Rule 3B(ii) of the Rules of Business, 1996.	Cabinet Division

**Bangladesh Bank Circular**

Issue Date	Title
10-Mar	SDAD Circular Letter No. 04: Regarding closure of scheduled banks on Wednesday, 18 March 2026 on the occasion of the Holy Eid-ul-Fitr
11-Mar	BRPD-2 Circular Letter No. 02: The selection of qualified mediators for effective Mediation in resolving disputes through Pre-Suit Mediation
11-Mar	BRPD-1 Circular No. 07: Loan Facility Against Government Bond (Treasury Bond).
11-Mar	BRPD-1 Circular No. 08: Guidelines on Electronic Know-Your-Customer (e-KYC).
11-Mar	BRPD-1 Circular Letter No. 10: Precautionary steps for gas and energy saving amidst current geopolitical situations.
11-Mar	FEOD-1 Circular Letter No. 01: Regarding Monthly Statement of LC/Contract Opening and Settlement for 26 Essential Commodities
15-Mar	BRPD-1 Circular No. 9: Guidelines on Credit Card Operations of Banks
16-Mar	PSD-1 Circular No. 02: Regarding the establishment of 'Cashless Bangladesh Unit'
16-Mar	FEPD-1 Circular No. 06: Making out and delivery of shipping documents by exporters
25-Mar	BRPD-2 Circular Letter No. 04: Exemption from the provision of Section 26kha(1) of Bank Company Act, 1991 (amended upto 2023) for LPG importers
29-Mar	BRPD-2 Circular No. 02: Cybersecurity Framework, Version 1.0 (2026)
01-Apr	FEPD-1 Circular No. 07: Audit of applications for export subsidy/cash incentive by Cost and Management Accountant firms
01-Apr	BRPD-2 Circular Letter No. 05: Submission of Interim Report to Bangladesh Bank

**ご案内**

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、バングラデシュの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書（業務委託契約書や売買契約書等）を作成して欲しい
- ✓ 労働者の不正への対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 現在依頼している会計事務所のサービスに不満がある

- ✓ 社内通報窓口を外部委託したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

## 編集後記/ Editor's Note

バングラデシュは紅茶の産地で、2023年には生産量が10万トンを超えました。「Kazi & Kazi」は有名な紅茶ブランドで、ストレートのティーバッグは50個入りで110~130タカほどです。ダッカには直営喫茶店もあり、店内で茶葉を豊富に使って美味しくいただけます。レモングラス、ジャスミングリーン、ショウガ、マサラ、ミントなど種類も豊富で、価格も手ごろです。お土産用パッケージもあるので、スーパーでぜひ探してみてください。



本稿は、2026年4月10日現在の情報に基づきます。

### TNY Legal Bangladesh Limited

Address: House 67, Road 4, Block C, Banani  
 Email: info@tnygroup.biz/ Phone: +8801979433866  
 URL: <https://www.tny-bangladesh.com/>



HP



Facebook



Blog